

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和6(2024)年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和6(2024)年12月20日 午後1時30分～午後2時00分		
開催場所	みよし市役所3階 研修室1		
出席者	(会長) 酒井 喜市 (委員) 加藤 民子、永田 志麻、石井 大 芳賀 真、大澤 和貴、久野 和美 小嶋 俊和、三浦 祐香、西尾 央 (事務局) 山田福祉部長、藤森保険健康課長、 内田副主幹、鈴木主任主査		
次回開催予定日	令和7(2025)年1月(予定)		
問合せ先	保険健康課国保担当 内田、鈴木 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hoken@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審議経過	1 あいさつ 2 協議事項 ・令和7年度みよし市国民健康保険税税率について 3 報告事項		
〈会議録〉 藤森保険健康課長	時間もまいりましたので、ただいまから「令和6年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。 申し遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます、保険健康課長の藤森です。よろしくお願いします。本日の会議につきましては令和6年度第2回とさせていただきます。第1回につきましては、本年7月に開催させていただいておりますのでよろしくお願いします。 なお、本日の会議は約1時間程度を予定しております。 また、この会議は公開となりますので、ご了承をお願いします。 本日は事前に送付させていただいております資料を使用しますが、お持ちでない方がいらっしゃれば、事務局までお知らせください。		

酒井会長	それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。 はじめに、酒井会長より、ごあいさつをいただきたいと思ひます。会長お願いします。 こんにちは、年末の大変お忙しい中、寒い中、第2回国民健康保険運営協議会にお集まりいただき本当にありがとうございます。 会議につきましては、皆さんご存じのように、愛知県の国民健康保険制度では、県が標準保険税率を市町村ごとに示して、それを参考にして税率を定めることとなります。 こうした中で、示された標準税率が、市の税率よりかなり高くなっていることから、従来からそうですが、令和5年度の当協議会の答申では、被保険者の著しい負担増にならないように激変緩和という考え方をもって、令和10年度に向けて、県が示す標準保険税率に近づけていく税率改正をすることとしてまいりました。 今回も、前年度までの税率改正等を踏まえ、今後の保険税のあり方について協議をお願いしたいと思います。 ぜひ皆様におかれましては忌憚のない意見を頂戴することをお願いし、私のあいさつとさせていただきます。
藤森保険健康課長	ありがとうございました。 なお本日は、島 委員・小野田 委員・加藤 貴利委員が所用により欠席されていますのでご報告させていただきます。 それでは、さっそくですが、ただいまから議事に入らせていただきます。 「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、酒井会長よろしくをお願いします。
酒井会長	それでは、規定により議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。 議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。 本日の出席者は10名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本委員会は成立しています。 はじめに、本日の議事録記名者の指名をいたしたいと存じます。三浦委員と久野委員を議事録記名者に指名しますのでお願いします。 なお、議事録は要点記載とし、書記を保険健康課の鈴木主任主査をお願いします。 それでは議事に入ります。 (次第2) 協議事項の「令和7年度みよし市国民健康保険税の税率について」、事務局より説明をお願いします。
内田副主幹	それでは、2 協議事項の令和7年度みよし市国民健康保険税の税率について、ご説明いたします。 着座にて失礼します。

本日は一部の説明について概要のみにさせていただきますのでご了承ください。

本年度も市長より当協議会に対し、「令和7年度みよし市国民健康保険税のあり方について」の諮問を受けております。今回は、令和7年度の本市における国民健康保険税率の見直しの具体的な方向性についてご審議いただきます。
よろしくお願いします。

それでは、次第の次、A4の資料をお願いします。

ここでは、「本市の国民健康保険の現状」を説明しています。

まず、「国民健康保険税と保険給付費」の推移です。

近年は、国保の被保険者数及び国民健康保険税の収入が減少傾向にあります。その一方で1人あたりにかかる医療費は医療の高度化や高額化などにより増加傾向となっています。

次に、「国民健康保険の県単位化と標準保険税率」についてです。

平成30年度からは、県が県内市町村の国保財政を一括管理する国民健康保険の県単位化が始まりました。県単位化に伴い、市町村は国民健康保険税を主な財源として、県に国民健康保険事業費納付金を支払います。その後、県は、市町村が必要な給付費をそれぞれの市町村に支払うことになりました。

県は、市町村が国民健康保険事業を運営するために必要な税を確保するための、標準保険税率を毎年市町村ごとに示し、それを参考にして市町村は税率を定めることになりました。今年の11月に、県が仮算定として示した標準保険税率は、昨年度示された税率より若干下がっていましたが、現在の本市の税率よりも高いものとなっています。

では、資料裏面をご覧ください。「愛知県国民健康保険運営方針」についてです。

令和6年度からの、第3期愛知県国民健康保険運営方針では、前年度決算において新たに赤字が発生した市町村は、国民健康保険が一般会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑み、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいが、単年度での赤字の解消が困難な場合は、保険税を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努める。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進めるとしています。

次は、「一般会計からの法定外繰入」についてです。

国民健康保険事業は、法律に基づき国民健康保険税、県の交付金、基金からの繰入金、市の一般会計からの法定繰入金等を財源として運営しますが、国民健康保険特別会計で不足する場合には、市の一般会計からの法定外繰入金で補てんすることとなります。

先程述べましたように県の運営方針では、この法定外繰入金について、解消・削減するように促しています。

次に「保険税率の改正状況」についてです。

本市の国民健康保険税の改正状況につきましては、平成29年度に資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に変更しまし

た。

平成30年度からは、県単位化により県から標準保険税率が示され、法定外繰入の削減をするために、それに近づける必要がありました。一度に近づけると、被保険者に急激な負担増となるため、7年間かけて標準保険税率に近付ける形での税率改正とすることとし、令和2年度まで実施して、令和3年度分については新型コロナウイルス感染症の影響等により税率改正せず据え置きとしました。

また、令和3年度のみよし市国民健康保険運営協議会答申を受け、令和4年度の標準保険税率が上昇したことに伴い計画を見直し、令和8年度まで段階的に税率改正していくこととしていましたが、令和5年度のみよし市国民健康保険運営協議会答申を受け、令和6年度の標準保険税率が上昇したことを加味し、税率の上昇幅を緩和するために、さらに2年間延長して、令和10年度までを目途に段階的に税率改正していくこととしました。

これらのことから、「保険税率見直しの留意点」としまして、国民健康保険税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないように十分配慮するとともに、一般会計からの法定外繰入金削減について、計画的に進めていく必要があります。

それでは、続いてA3参考資料をご覧ください。

1ページの1のみよし市国民健康保険の現状につきましては、先ほどの資料でご説明した内容を表記しております。右上の表の4標準保険税率（仮算定・本算定）とのみよし市の税率比較の左の列の真ん中のR6年度標準保険税率⑤（本算定R6.1）とその3つ下のR7年度標準保険税率⑧（仮算定R6.11）を比較すると、今年示されたR7年度標準保険税率⑧が昨年度⑤の数字より右側の計で見ると少し下がっていることがわかります。これは、県内において医療費指数が昨年度の9位から12位に下がったことと所得水準が昨年度の3位から4位に下がったことが要因と考えられます。

2ページは当協議会の前回の答申の付帯意見です。

4つの付帯意見の中の1、2が今回の税率を設定する上での項目となります。

1が、愛知県が示した標準保険税率を考慮し、被保険者の急激な負担増にならないように、計画的に一般会計からの法定外繰入を削減できるような税率設定をすること。

2が、国民健康保険税の課税限度額及び減額対象の所得について、引き続き国の定めた額とすることです。

これを踏まえながら、今回の見直しについて検討していただくわけですが、ここで大きなポイントとなるのが次の3「基本的な考え方」の見直しのポイント3と4になります。

3では、県の運営方針では、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、計画的に標準保険税率に近づけていき、法定外繰入れの段階的な解消・削減を進めていくこととしていること。

4では、その運営方針を踏まえ、令和5年度の当協議会の答申で、令和10年度までを目途に標準保険税率に近づけていくこととしたことです。

事務局としましては、右の比較検討の詳細案にあります、3つ

の案を示させていただきたいと思います。

案１は、令和７年度は税率改正をせず、据え置きとする案。

案２は、令和７年度の改正で県が示す標準保険税率と同程度とする案。

案３は、昨年の答申があった令和１０年度を目途に段階的に標準保険税率に近づけていくとする案です。

すべての案について言えることですが、県から示される標準保険税率は毎年見直されるため、その税率が大きく変わった場合は、この期間の延長・短縮も検討する必要が毎年度あると考えています。

３ページをご覧ください。

４ 令和７年度 税率改正検討表です。先ほどの３つの案を具体的に説明していきます。

一番上の表が令和４年度から令和６年度までの税率比較です。表の中央の網掛け部分の計でみると、令和４年度から令和６年度では所得割が９．４６％から１０．９１％で１．４５％の増、均等割が４３，９００円から４９，２００円で５，３００円の増、平等割は３０，１００円から３２，２００円で２，１００円の増となっています。

計の右、①モデル世帯での年税額ですが、モデル世帯とは、今年度の平均的世帯を使用しており、所得割の算定基礎となる世帯の賦課所得１５０万円、被保険者２人世帯で１人は介護分が賦課されないという設定です。

モデル世帯の年税額は２５０，１００円から２８３，５００円で３３，４００円、１３％程度の増となっております。

１段下の２行になっている少し小さな表については、今年１１月に示された標準保険税率でそのまま積算した数値がのせてあります。モデル世帯での年税額をご確認いただくと大幅な増額になることが確認できると思います。

その下の表からは、事務局が告示する３つの案について試算した表となっております。

案１では、令和７年度に税率改正を行わない場合の表です。

被保険者の負担増はありませんが、表の右から２番目の欄の③一般会計法定外繰入金が約１億７千万円となっており、現実的に会計上このままでは運営が難しい数値となっています。

案２は、令和７年度で標準保険税率とほぼ同程度にした場合です。

モデル世帯では、３３７，６００円で１９．１％の増、金額にすると５４，１００円の増となります。

一般会計法定外繰入金が約２８０万円となり法定外繰入金の削減は出来ませんが、被保険者の急激な負担増となりこれも現実的に適応しがたい状況になります。

案３は、４年かけて標準税率と同程度にした場合で、令和５年度国民健康保険運営協議会答申に基づき、現行税率と標準保険税率との差を平成３０年度から令和１０年度までの１１年間で均等に近づけていくものです。

	平成30年度から令和6年度までは既に改正をしているので、令和7年度以降、残り4回で標準税率に近付ける形での改正となります。 令和7年度の改正で、計の部分ですが、所得割11.47%で0.56%増、均等割51,400円で2,200円増、平等割は33,000円で800円の増となります。モデル世帯での年税額は296,600円で4.6%の増、金額にすると13,100円の増となります。 一番下にある表は、参考として昨年度の内容を掲載しております。先ほどもご説明しましたが、標準保険税率が今年度は昨年度より若干下がっているので、参考昨年度の表の網掛け部分の計の所得割・均等割・平等割の数字と案3の表の所得割・均等割・平等割の数字を比較すると案3の方が少し下っており、昨年度の増加率より緩やかになっていることがわかります。 また、現時点で示されている標準保険税率は仮算定数値であり、本算定数値が1月に発表されるため、示された数値によっては負担額等が増減することが考えられます。数値が大幅に変わらなければ、次回の会議で提示させていただき答申（案）について、税率等、事務局で調整させていただければと考えておりますのでよろしくお願いします。 4ページには過去の税率見直しの状況を示した表を添付しておりますので、参考にいただければと思います。 以上、説明とさせていただきます。
酒井会長	事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。
小嶋委員	これは市の案としては第3案でいきたいということでしょうか
藤森課長	おっしゃる通りです。
小嶋委員	案1は難しいということでしょうか。
藤森課長	当然、保険税が上がらないことが被保険者にとっては望ましいと思いますが、保険者としては財政運営上難しい。
内田副主幹	標準保険税率が昨年度のものより低かったため、案3の4年間で3年間でも積算してみたが、昨年度示した伸びよりも大きくなり負担増になってしまうので案3とさせていただいた。
小嶋委員	以前から案3で答申が出ているので、やむを得ないとは思いますが、できれば令和10年をもっと延ばすことができれば、そういう検討もして欲しいという要望です。
酒井会長	今の要望も踏まえた中でまた検討していきたいと思います。ただ、前年の案よりは多少なだらかになっている。他にどうでしょうか。 事務局から説明がありましたように、基本的に案3というのが前年までの考え方を踏襲したものになると思いますし、若干のなだらかになったということで、特によろしいでしょうか。今ご意

	見がありましたように１０年度まで引き続き継続していくという事務局からの説明がありました。また、県の方向性も含め、ご質問、ご意見等がありましたら再度お願いします。 なければ、ここでお諮りします。 ただ今、事務局より説明のありました、令和７年度みよし市国民健康保険税の税率についての改正（案）につきまして、 （案３）を承認し、税率の改正に係る期間を昨年度同様、令和１０年までと変更しないことでご異議はありませんか。 （異議なし） では当協議会では （案３）を承認し、税の改定計画について令和１０年度までとすることと決定いたします。 なお、こちらの案につきましても、年明けの本算定結果によって税率が大きく変動する場合等は計画値を調整することとなりますのでご了承ください。 以上で本日の議事につきまして終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたる慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。 それでは、事務局にお返しします。ありがとうございました。
藤森保険健康課長 内田副主幹	３ 報告事項 について事務局より説明申し上げます。 今回、国保税率改正の見直し案について、ご審議、ご決定いただいた内容をもとに、今後、市長に提出します答申書を作成してまいります。１月中旬に愛知県より本算定での標準保険税率が示される予定ですので、それを踏まえて資料を作成し、ご審議いただいた結果とすり合わせて答申案を作成し、第３回目の運営協議会にて協議していただきたいと思います。 今後の法改正等の状況により次回の運営協議会において、必要事項についてご検討いただくこともありますので、ご承知おきください。 それと、もう一点ございます。 例年、委員の皆様へ「新年あいさつ会」のご案内をさせていただいておりましたが、「令和７年新年あいさつ会」につきましては、働き方改革の一環として開催しないこととなりましたので、ご案内申し上げます。
藤森保険健康課長	なお、次回の会議ですが、令和７年１月３１日（金）午後１時３０分から予定させていただきます。正式なご案内については、後日送付させていただきますので、よろしくお願いします。 以上をもちまして「令和６年度第２回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。 一同、ご起立をお願いします。 「一同、礼」 ありがとうございました。